

檜原市告示第 50 号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考の1及び備考の2の規定により市長が定める区域及び時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年 3月13日

1 区域

第一種区域	平成24年檜原市告示第48号に規定する第一種区域
第二種区域	平成24年檜原市告示第48号に規定する第二種区域

2 時間

昼間	平成24年檜原市告示第48号に規定する昼間の時間
夜間	平成24年檜原市告示第48号に規定する夜間の時間